

## カード型の療育手帳の交付を開始します

令和4年2月中旬から、カード型の療育手帳を選択できるようになります。  
 それぞれの特徴をご確認いただき、カード型を希望される方は、裏面に記載した申請方法を参考に、申請してください。  
 なお、紙型の手帳をご希望される方は、引き続き、現在お持ちの紙型の手帳をご利用可能です。

### カード型の手帳の特徴

- 運転免許証・健康保険証と同じ大きさ(縦5.4cm×横8.5cm)になり、携帯しやすくなります。
- プラスチック製で、耐久性に優れています。
- 偽造防止のためパールインキ加工をしています。
- 障害者手帳であることを判別できるように右上に切り込みがあります。
- ICチップは搭載していません。



療育手帳 仙台市第123456号

交付日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 再交付日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
 氏名 仙台 太郎  
 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
 住所 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

保護者氏名 仙台 花子 続柄 いとこ  
 保護者住所 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

判定日 令和〇年〇月〇日 障害程度 A  
 次回判定年月 令和〇年〇月

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種  
 判定機関 仙台市北部発達相談支援センター

判定日 令和 年 月 日 次回判定年月 令和 年 月

判定日 令和 年 月 日 次回判定年月 令和 年 月

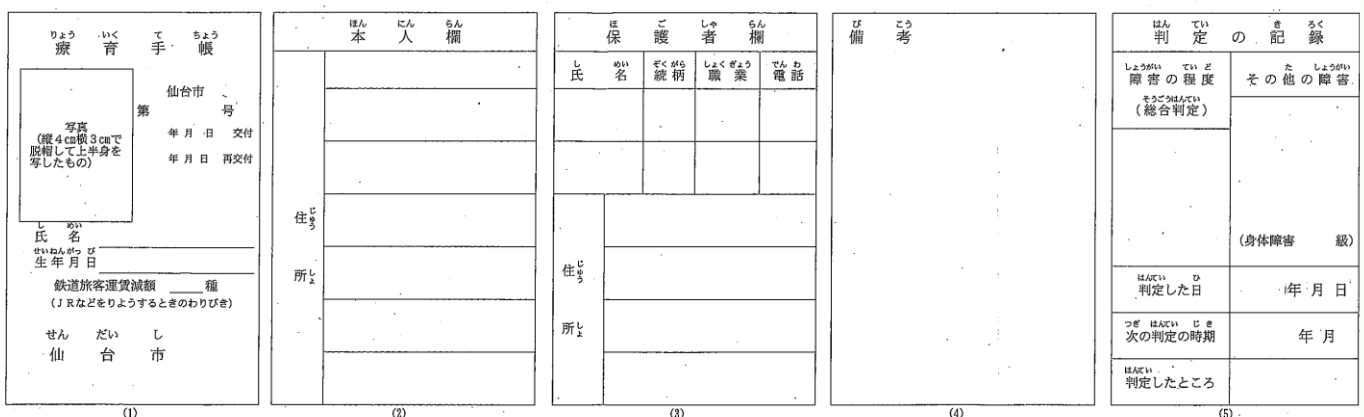
有料道路割引

(特)自動車 税減免

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の手続きを行ってください。

### 紙型の手帳の特徴

- 専用のカバーを交付します。
- 住所変更、判定の記録欄に余裕があります。



療育手帳

仙台市 第 号

写真 (縦4cm横3cmで脱着して上半身を写したものを)

氏名 生年月日

鉄道旅客運賃減額 種 (JRなどをりようするときのわりびき)

仙台市

本人欄

住所

保護者欄

氏名 続柄 職業 電話番号

住所

備考

判定の記録

障害の程度 (総合判定) その他の障害

(身体障害 級)

判定した日 年 月 日

つぎは判定したときの判定の時期 年 月

判定したところ

## カード型を希望する場合の申請方法

### 新たに手帳の交付を申請する方

#### 【必要書類】

- ① 療育手帳交付申請書
- ② 相談調査票
- ③ 写真 2枚(縦4cm×横3cm)  
※裏面に氏名をご記入ください

### 手帳の再認定期限を迎えた方で カード型手帳へ切り替えを希望される方

#### 【必要書類】

- ① 療育手帳再交付申請書
- ② 相談調査票
- ③ 写真 2枚(縦4cm×横3cm)  
※裏面に氏名をご記入ください
- ④ 現在お持ちの療育手帳

### 仙台市が交付した手帳をお持ちで カード型手帳へ切り替えを希望される方

#### 【必要書類】

- ① 療育手帳再交付申請書
- ② 写真 2枚(縦4cm×横3cm)  
※裏面に氏名をご記入ください
- ③ 現在お持ちの療育手帳

### 他の自治体が交付した手帳をお持ちで 仙台市へ転入された方

#### 【必要書類】

- ① 療育手帳交付申請書
- ② 写真 2枚(縦4cm×横3cm)  
※裏面に氏名をご記入ください
- ③ 現在お持ちの療育手帳

- 令和4年6月以降は申請の際にマイナンバーと本人確認書類が必要です。
- 療育手帳(再)交付申請書・相談調査票は各区役所及び宮城総合支所の障害高齢課に備え付けています。
- カード型での交付を希望される場合は、各申請書の希望様式欄にカード型を希望する旨記載してください。
- 受付状況により、交付までにお日にちをいただくことがあります。
- 写真は、6か月以内に撮影したもので、本人のみ、正面上半身、無帽、背景は無地とし、印刷に適さない写真を提出いただいた場合、再提出をお願いすることがあります。

## Q&A

- Q. カード型と紙型の両方を所持することは可能ですか。  
A. いずれか1つのみ所持可能で、カード型の手帳を交付する際は紙型の手帳を返納いただきます。
- Q. 受けられるサービスに違いはありますか。  
A. 受けられるサービスに違いはありませんので、お好きな方をお選びください。

## お問合せ先

青葉区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL:022-225-7211
宮城野区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL:022-291-2111
若林区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL:022-282-1111
太白区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL:022-247-1111
泉区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL:022-372-3111
宮城総合支所	障害高齢課	障害者支援係	TEL:022-392-2111
北部発達相談支援センター(北部アーチル)			TEL:022-375-0110
南部発達相談支援センター(南部アーチル)			TEL:022-247-3801

・北部アーチルは、青葉区・宮城野区・泉区にお住まいの方を担当いたします。

・南部アーチルは、若林区・太白区にお住まいの方を担当いたします。

(R4.2)